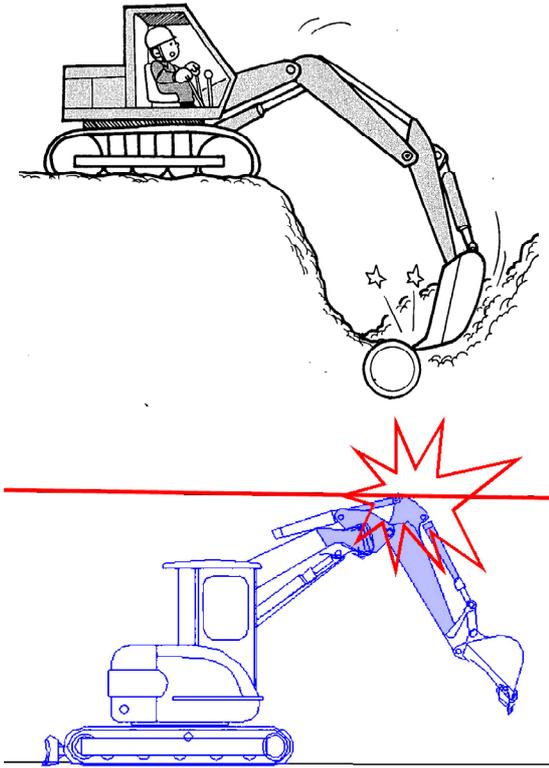


地下埋設物及び架空線等の事故が連続発生！！

道路工事・維持作業等において、地下埋設物及び架空線等を損傷させる事故が後を絶えません。（10月末時点の地下埋設物損害事故は12件、架空線損害事故は7件。）事故の多くが確認不足や認識不足などに起因しています。このような事故を未然に防ぐためには、日々の作業の安全点検を遂行するとともに、具体的な対策が必要です。



【発注者の対策(案)】

- ★発注準備段階で、地下埋設物や架空線位置については把握し、発注後速やかに占用図等を請負者に必ず提供する。
- ★地下埋設物の位置が不明確な場合には、必ず関係者と現地立会を行う。
- ★発注前、施工前、施工計画書確認、施工中、施工後の工事時期に分け、事故防止のチェックリストを作成する。
- ★施工計画書の内容について、具体的な事故防止対策が講じられているかチェックする。

【請負者の対策(案)】

- ★地下埋設物の位置が不明確な場合には、必ず関係者と現地立会を行う。
- ★施工前、施工計画書作成、施工中、施工後の工事時期に分け、事故防止のチェックリストを作成する。
- ★施工計画書に記載する事項について、事故防止対策を充実させる。
- ★現場巡回時に事故の要因となるところの写真を撮り、協議会で事故の事例とその分析を行い、安全管理に対する意識向上を確認する。

* 作業毎に要因を拾い上げ、チェックすることでリスクを減らすことが出来る。（リスクアセスメント）

* 「埋設物・架空線等の近接作業時チェック票」の活用。（近畿地区建設工事安全対策推進協議会 舗装部会）

※裏面にチェック項目を掲載します。

リ ス ク ア セ ス メ ン ト と は …

★労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、第6条において、職場の危険、有害な要因を把握（特定）し、必要な対策を樹立（特定）することを求められています。これを実施するための効果的な手法として、リスクアセスメントがあり、右図の手順により行われています。

★現場等に潜む危険有害要因（ハザード）それ自体の発見だけではリスクアセスメントと言いません。ハザードと人の関わり具合を見出すことがポイントとなります。この関わり具合が、どの程度のものであり、総体リスクがどのレベルにあるかを調べるのがリスクアセスメントです。

★リスク評価の結果、予想されるリスクが許容レベルを超えている場合には、何らかの改善策を講じてリスクを許容レベル以下に下げなければなりません。

※リスクアセスメント（危険査定・リスク査定）とは、危険の事前評価を行い、危険の度合いを把握することを言います。

1. 危険有害要因の洗い出し

2. リスクの見積もり

3. リスクの評価
(要措置リスクの決定)

☆『埋設物・架空線等の近接作業時チェック票』について「近畿地区建設工事安全対策推進協議会 舗装部会」の項目を参考とし、下記に主なチェック項目を掲載しますので、活用して下さい。

【地下埋設物】

- 埋設管理者との打合せ記録簿があるか？
- 工事着工までの施工協議の実施があるか？
- 試掘結果の記録を携帯しているか？
- 工事方法、施工順序の打合せは実施出来ているのか？
- 人力で掘削することを原則としているか？
- 埋設物の位置及び深さの確認はしたか？
- 老朽度及び活死の確認をしたか？
- 埋設物の種類、位置等を路上に明示しているか？
- 各段階において埋設管理者の立会を要請しているか？
- 事故防止のための周知事項の掲示物があるか？
- 露出物、埋設物の防護措置対策はよいか？
- 重機運転手に対する教育は実施したか？

【架空工作物】

- 始業前のミーティングで作業手順を確認したか？
- 日常の連絡方法及び緊急時の連絡体制はよいか？
- 作業場所の安全確認をしたか？
- 作業周辺の立入禁止措置はよいか？
- 誘導員、監視員等責任者を配置しているか？
- クレーン及び重機等旋回時、誘導の指示は適切か？
- 架空線に近接していないか？
- 架空線の防護、離隔距離はよいか？
- 近接する作業で防護措置を講じているか？
- 重機等の転倒防止措置はよいか？
- ダンプトラックの運転者に対する作業安全指示をしたか？

事故が発生したら、まず報告！！

事故が発生したら、まず報告！！

- ◆最近、事故後の速やかな報告がなかったため、第三者からの指摘で発注者が認識した事故がありました。
- ◆近畿地方整備局管内で直轄請負工事において事故が発生した場合は、「**土木工事共通仕様書(案) 1-1-29(事故報告書)**」により、『**事故報告**』が義務づけられています。これは、発注者が災害発生状況を把握するほか、請負者自らが発生原因等を把握し、同種災害の再発を防止する観点からも重要なものですが、これを怠った場合は契約上の違反行為として見なされることもあります。
- ◆工事・作業に関連して作業員等が被災して休業した場合には、事業者は労災保険の手続きとは別に、**労働安全衛生法に基づいた『労働者死傷病報告』を所轄の労働基準監督署に提出**する必要がありますが、労働災害の発生を隠蔽するため故意に『労働者死傷病報告』を提出しない、又は、事実と異なる虚偽の内容を記載して提出する行為で、労働安全衛生法に違反する行為となります。(関係法令)

◎労働安全衛生法100条（報告等）

◎労働安全衛生規則97条（死傷病報告）

土木工事共通仕様書(案)

1-1-29(事故報告書)

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

